

# 葛ヶ丘地区まちづくり協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、葛ヶ丘地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は葛ヶ丘会館（掛川市葛ヶ丘2丁目10番地の2）に置く。

## (目的)

第3条 協議会は、葛ヶ丘地区に居住する住民（以下「住民」という。）や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して、地域課題の解決等により、住みたいまち葛ヶ丘地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

## (区域)

第4条 協議会の区域は葛ヶ丘地区の範囲とする。

## (協議会の構成)

第5条 協議会は住民及び地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の企画運営委員会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

## (事業)

第6条 協議会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地域内調整、実施等に関すること。

(2) 実施事業の検証および改善に関すること。

(3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。

(4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。

(5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。

(6) 子供育成支援に関すること。

(7) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

## (組織)

第7条 協議会は総会、企画運営委員会及び専門部（以下「部」という。）をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

## (役員の種類)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人（区長が兼務）

(2) 副会長 1人（区副会長が兼務）

(3) 企画運営委員 3人（区地区長が兼務）

- (4) 事務長 1人 (会計を兼務)
- (5) 専門部長 (以下部長) 3人
- (6) 監事 2人

(役員決定)

- 第9条 会長、副会長、事務長及び監事は、企画運営委員会において選出し、総会で承認を得る。
- 2 企画運営委員は、別表1に定められた者をもって充てる。
  - 3 部長は、第5条第1項に定める団体等から推薦・選出し、総会で承認を得る。

(事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- (1) 事務局は事務長1名、事務員若干名で構成する。
  - (2) 事務員は会長が任命する。
  - (3) 事務長は、本会の事務・会計を統括し、会の内外の連絡、広報を行う。
  - (4) 事務局の運営、事務長及び事務員の任用、報酬及び業務分担に関する事項は、企画運営委員会に諮り会長が別に定める。

(役員職務)

- 第11条 協議会の役員は、次の職務を行う。
- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するとともに、企画運営委員長も兼務する。
  - (3) 企画運営委員は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
  - (4) 部長は部を代表し、部内事務を統括する。
  - (5) 事務長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。会計業務を兼務し、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
  - (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

- 第12条 協議会の会長、副会長、企画運営委員、部長、事務長及び監事の任期は、原則2年とする。ただし、特別な理由を企画運営委員会で承認された場合は任期を2年未満とすることができる。
- 2 役員は、再任を妨げない。
  - 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

- 第13条 まちづくり協議会役員及び副部長に別に定める「葛ヶ丘地区まちづくり協議会報酬規定(内規)」による報酬額を支給する。

(総会)

- 第14条 総会は、代議員制を導入し、別表2に定める団体等から推薦又は選出した代議員をもって構成する本会の最高機関であり、定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は、原則として年1回開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の半数以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
  - 4 総会は、会長が招集し、委任状を含めた代議員の3分の2の出席で成立する。
  - 5 総会の議長は、代議員の中から選出する。
  - 6 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
    - (1) 事業計画(地区まちづくり計画)及び予算の決定に関すること。

- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (3) 役員を選出に関する事。
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他重要な事。

7 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。代議員の中で欠員が生じたときには、補欠代議員の補充を行うことができる。ただし前任者の残任期間とする。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の1ヶ月前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、第14条第3項による請求があつたときには、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(企画運営委員会の構成)

第17条 企画運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(企画運営委員の招集と議長)

第18条 企画運営委員会は、会長が招集する。

2 会長は、企画運営委員会の議長となり、議事を整理する。

(企画運営委員会の審議事項)

第19条 企画運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき地区まちづくり計画に関する事業計画、予算等のこと。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要すること。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
- (5) 部からの提案の検討処理、部間の調整等に関する事。

(部の構成)

第20条 協議会に次の部を置く。

- (1) 健康福祉部
- (2) 教育・文化部
- (3) 生活・安全部

2 部は、葛ヶ丘地区内に居住する住民及び団体等で構成する。

(部の役割)

第21条 部は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

部の会議は、部長が必要に応じて招集し、

次の各号に掲げる事項を協議す

る。

- (1) 各部の事業計画及び予算に関する事。
- (2) 各部の実績報告及び決算に関する事。
- (3) その他部運営等に必要な事項に関する事。

(経費)

第22条 協議会の経費は、自治会助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第24条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第25条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(文書)

第26条 本会は、次に掲げる帳票類を備え付け、その保存期間は概ね次のとおりとする。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1) 本規約                 | 永年   |
| (2) 総会資料と議事録等           | 5年   |
| (3) 企画運営委員会資料と議事録等      | 5年   |
| (4) 会計金銭出納簿、領収書、通帳、監査報告 | 5年   |
| (5) その他必要と認めるもの         | 5年以上 |

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が企画運営委員会に諮り別に定める。

(附 則)

- 1 この規約はまちづくり協議会総会の承認を得て改正することができる。
- 2 この規約は、令和2年3月1日から施行する。
- 3 この規約は、令和2年4月19日から施行する。

別表 1  
企画運営委員

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 企画運営委員 (9) | 会長、副会長、地区長 (3)、事務長、部長 (3) |
|------------|---------------------------|

別表 2  
団体等

|               |   |
|---------------|---|
| 代議員 60<br>人以内 | 地区福祉協議会、食生活推進協議会、交通安全協会葛ヶ丘分会、民生・児童委員、保健活動推進委員、交通指導員、市補導員、クリーン推進員、小学校PTA (3)、小学校子供会 (3)、中学校PTA (3)、シニアクラブ、すみれ会、なかよしサロン、どようひろば、緑化クラブ、茶楽会、健康体操、輪楽会、悠々クラブ、からおけ会、動楽会、雀友会、卓球クラブ、絵手紙クラブ、卓球同好会、グランドゴルフ、葛ヶ丘歩こう会、葛ヶ丘ゴルフコンペの会、ハーモニカクラブ、コーロ・フェリーチェ、オカリナ同好会、碁楽会、組長会、自主防災会等 |
|---------------|---|